

資 料

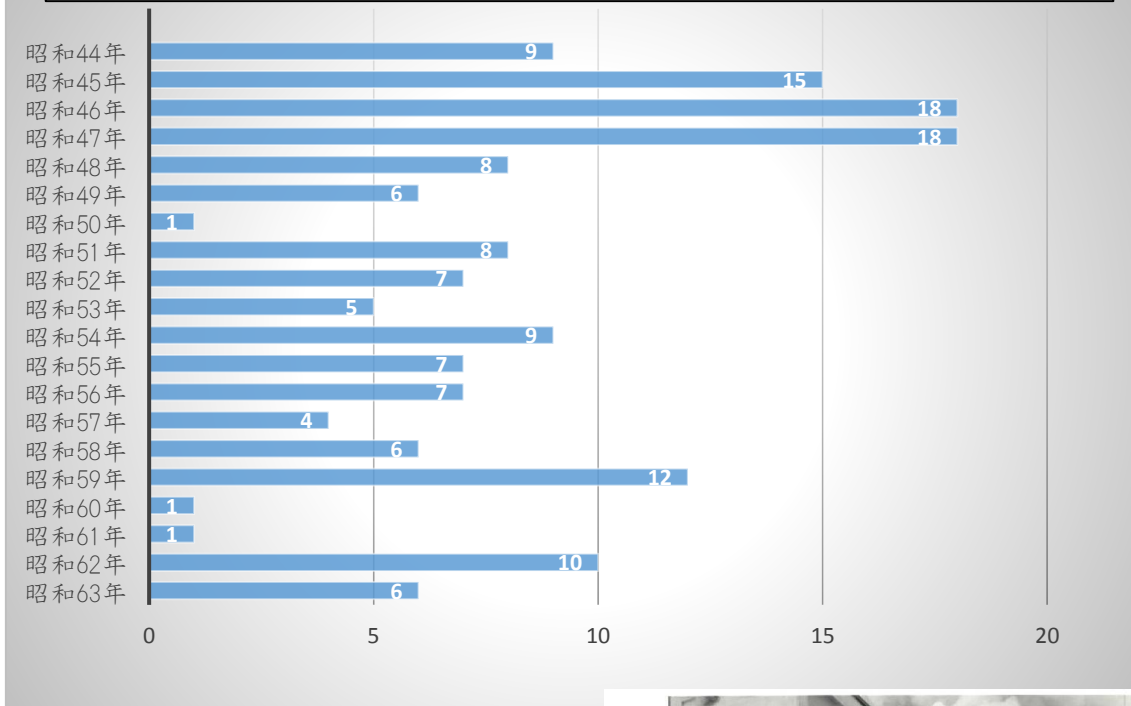
火災発生状況（昭和44年～平成30年）

防火対象物件数推移状況（昭和44年～平成30年）

倶知安町防火管理者連絡協議会会則

防火管理の意義、防火管理者の責務

火災発生状況 (昭和44年～昭和63年)



昭和44年 月別火災発生原因状況

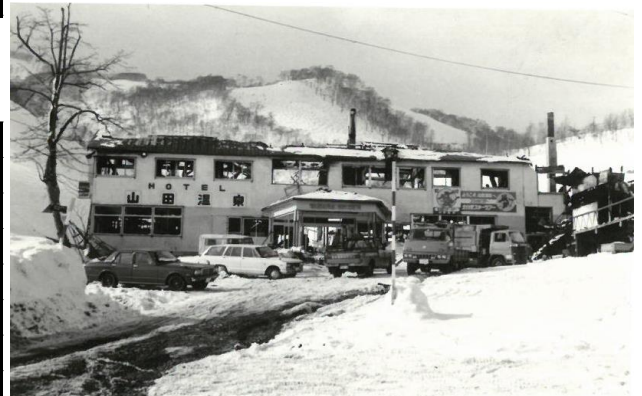
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
石油ストーブ	1												1
集合煙突不良					1								1
カマドに可燃物接近				1									1
タバコ不始末			1	1									2
暖房			1										1
乾燥機の過熱											1		1
子供の火遊び									1				1
不明					1								1
計	1	0	2	2	2	0	0	0	1	0	1	0	9



昭和53年 倶知安町内宿泊施設火災

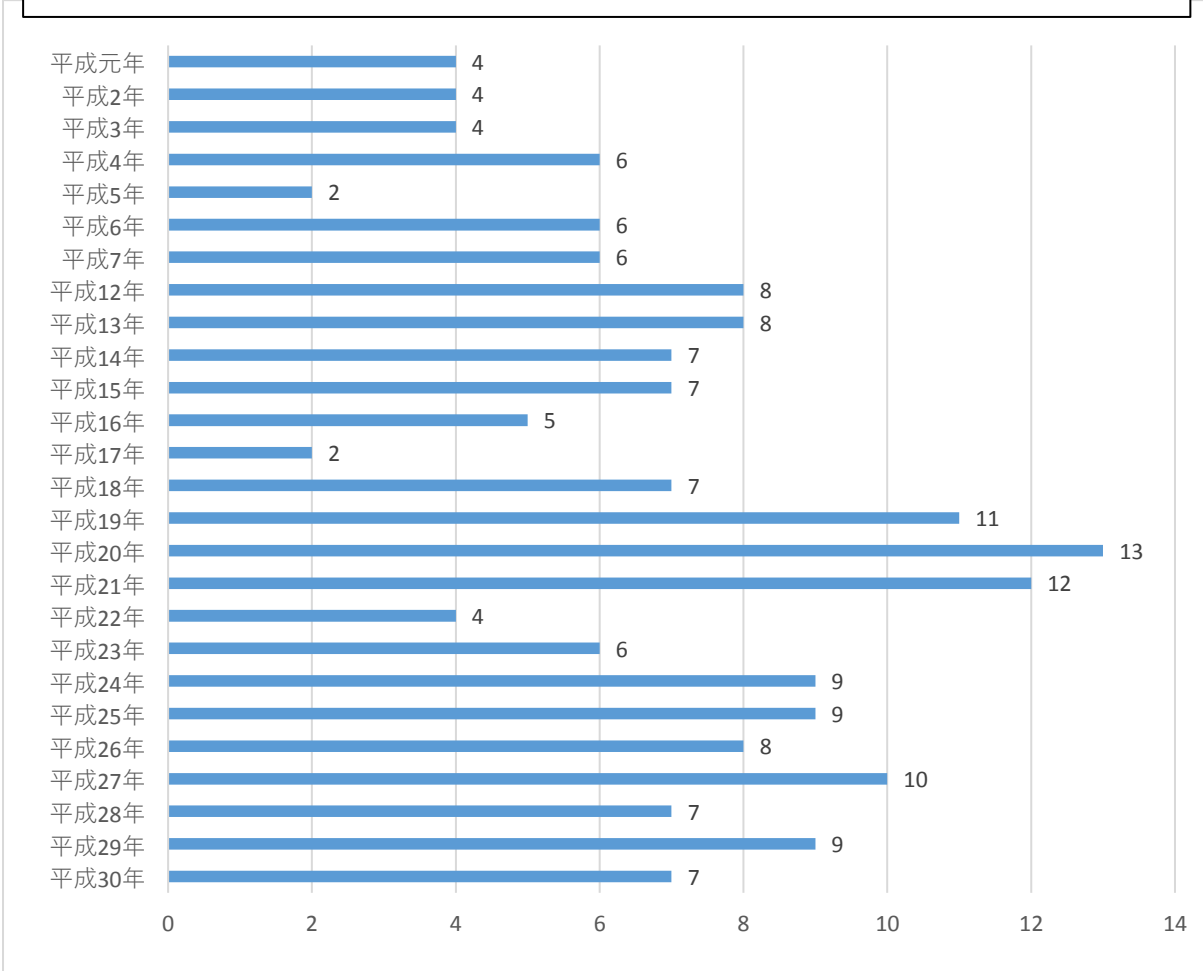
昭和47年 月別火災発生原因状況

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
タバコ	1			1	2			1					5
石油ストーブ		2											2
たき火				1	1								2
ガスコンロ					1								1
ガソリン引火							1						1
ゴミ焼								1			1		2
煙突の飛火								1					1
集合煙突									1			1	2
こどもの火遊び											1		1
赤外線灯の過熱												1	1
計	1	2	0	2	4	0	1	3	1	0	2	2	18



昭和54年 倶知安町内宿泊施設火災

火災発生状況 (平成元年～平成30年)



平成20年 月別火災発生原因状況

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
ボイラー	1												1
ストーブ	2												2
コンロ					1						1		2
タバコ							1						1
電気配線												1	1
車両火災				1							1		2
焼却炉				1									1
放火					1								1
除雪機					1								1
調査中									1				1
計	3	0	0	2	3	0	1	0	1	0	2	1	13



平成9年 住宅兼店舗火災

平成30年 月別火災発生原因状況

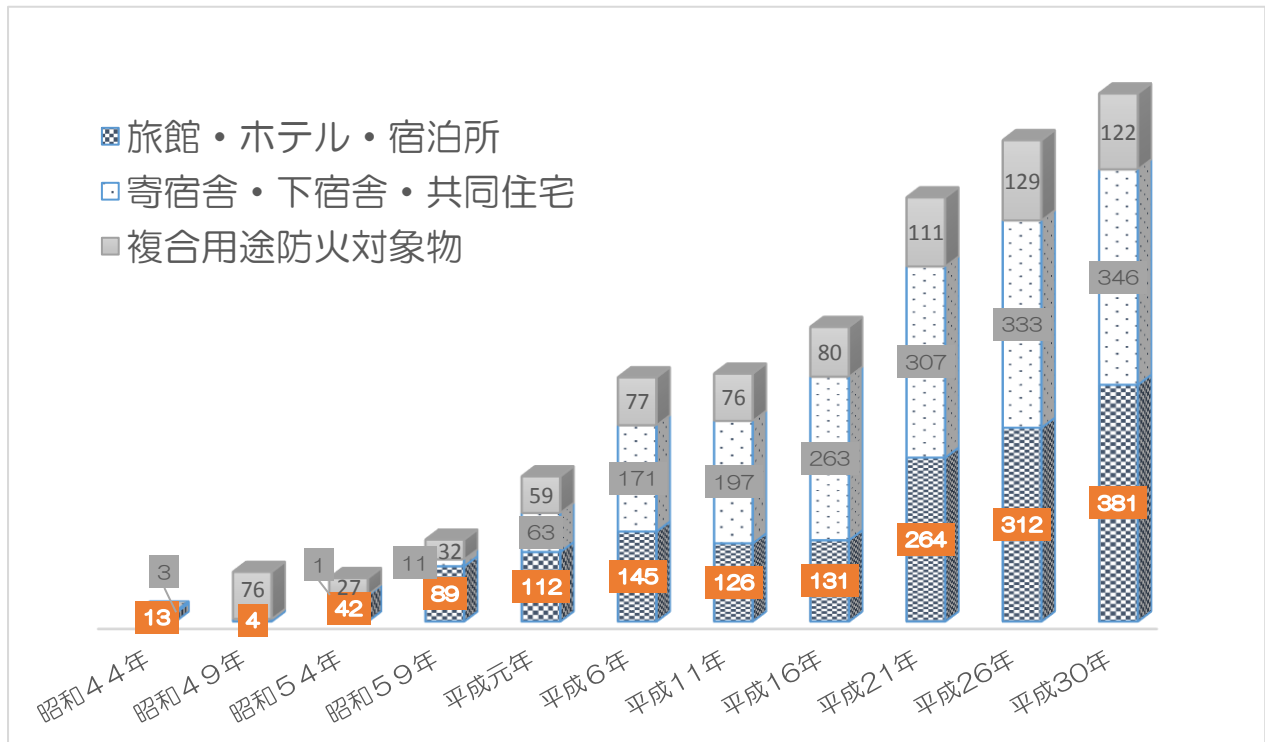
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
電気配線		1											1
車両火災						1					1		2
ガスグリル								1					1
調査中	1		1		1								3
計	1	1	1	0	1	1	0	1	0	0	1	0	7



平成16年 防火対象物火災

防火対象物件数推移状況

指定防火対象物件現況			昭和44年	昭和49年	昭和54年	昭和59年	平成元年	平成6年	平成11年	平成16年	平成21年	平成26年	平成30年
種別	区分	区分	対象物件数	対象物件数	対象物件数	対象物件数	対象物件数	対象物件数	対象物件数	対象物件数	対象物件数	対象物件数	対象物件数
		1	イ	劇場・映画館	2		1				1	1	1
	ロ	公会堂・集会場	6			5	5	7	8	6	11	12	12
2	イ	キャバレー・カフェー			3	4	2	2	2	2	2	1	1
	ロ	遊技場・ダンスホール	3	1	2	2	4	5	4	4	5	3	2
	ハ	風俗営業店											
	ニ	カラオケボックス等											
3	イ	待合料理店	5	1	3	1	1	3	2	2	2	2	2
	ロ	飲食店	2	2	30	32	34	42	40	41	41	50	48
4		百貨店・マーケット	2	2	20	27	27	40	42	40	41	41	42
5	イ	旅館・ホテル・宿泊所	13	4	42	89	112	145	126	131	264	312	381
	ロ	寄宿舍・下宿舎・共同住宅	3		1	11	63	171	197	263	307	333	346
6	イ	病院・診療所・助産所	2	2	5	7	8	9	6	6	8	7	7
	ロ	養老施設・児童福祉施設			3	3	3	3	6	10	6	5	5
	ハ	老人デイサービス等									3	12	17
	ニ	幼稚園	4	5	4	5	5	4	2	2	8	3	1
7		小中高大学校・各種学校	16	10	11	15	12	12	12	12	12	12	11
8		図書館							1	2	2	2	2
9		公衆浴場	1			2	2	2	2	3	3	3	2
10		車両停車場									1	1	1
11		神社・寺院・教会	5		6	12	15	16	20	20	20	21	21
12	イ	工場・作業所	1	3	7	37	36	63	64	70	76	80	69
13		自動車庫・駐車場				1	16	20	21	25	26	28	24
14		倉庫				36	35	73	72	69	82	85	75
15		前各号に該当しない事業所	13	8	11	26	55	73	67	74	82	88	90
16	イ	複合用途防火対象物		76	27	32	59	77	76	80	111	129	122
	ロ	上記以外の複合用途		6		1	10	26	29	37	42	44	42
合計			78	120	176	348	504	793	800	900	1156	1275	1324



俱知安町防火管理者連絡協議会会則

第1章 総 則

(名称及び事務局)

第1条 この会は、俱知安町防火管理者連絡協議会と称し、事務局を羊蹄山ろく消防組合俱知安消防署に置く。

第2条 この会は、会員相互の融和協調を図ると共に連携して事業所の防火管理に関する研究を行い、もって所属事業所の安全とその振興発展に寄与することを目的とする。

(会員)

第3条 この会の会員は、町内事業所に勤務する下記の者をもって組織する。

- (1) 正会員
 - ア 消防法第8条に定める防火管理者
 - イ 防火管理者の補助者
 - ウ 消防施行令第3条に定める資格を有する者
- (2) 賛助会員
この会の趣旨に賛同する者

第2章 事 業

(事業)

第4条 この会は、その目的を達成するため消防機関と連携のうえ次の事業を行う。

- (1) 研修会及び研究発表会等の開催
- (2) 防火関係法令の研究
- (3) 事業所における防火思想の普及とその訓練
- (4) 機関紙の発行
- (5) 火災予防上特に功労のあった者の表彰
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 部会及び役職員

(部会)

第5条 この会は、その目的を達成するため事業の業態に応じ次の部会を置く。

- (1) 第1部会 各種学校、幼稚園及びこれらの類
- (2) 第2部会 官公庁、会社、事業所及びこれらの類
- (3) 第3部会 映画館、遊技場、ホテル、旅館、アパート及びこれらの類
- (4) 第4部会 病院、社寺、集会所、公衆浴場及びこれらの類
- (5) 第5部会 ニセコ高原地区ホテル、旅館、ペンション及びこれらの類
- (6) 第6部会 料理店、飲食店及びこれらの類

(役員)

第6条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 3名
- (3) 理 事 12名 (部会長、副部会長がこれにあたる)
- (4) 監 事 2名
- (5) 部 会 長 6名
- (6) 副 部 会 長 6名
- (7) 幹 事 若干名 (各部会ごとに)

(役員を選出)

第7条 役員を選出は、総会において行い正会員より選出するものとする。但し部会長、副部会長及び幹事は、各部会においてそれぞれ選出するものとする。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。但し再任を妨げない。

- (1) 役員任期満了後、後任者の就任するまで引き続きその職務を行なうものとする。
- (2) 欠員により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする

(役員任務)

第9条 この会の役員は、次の職務を行なうものとする。

- (1) 会長 会長はこの会を代表して会務を統轄する。
- (2) 副会長 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (3) 理事 理事は役員会に出席し、会務を議決する。
- (4) 監事 監事は会務の状況及び会計を監査する。
- (5) 部会長 部会長はその部会を代表し、部会の業務を処理する。
- (6) 副部会長 副部会長は部会長を補佐し部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (7) 幹事 幹事は部会構成、各部門の業務を分担する。

(顧問、相談役、参与)

第10条 この会に顧問、相談役、参与を置き、次のうちから会長がこれを委嘱する。

- (1) 羊蹄山ろく消防組合倶知安消防署職員
- (2) 理事会で推選した学識経験者
- (3) 会員で特に功労があった者

(事務局職員)

第11条 この会の事務局に、次の職員を置く。

- (1) 事務局長 1名
- (2) 書記 2名
- (3) 会計 1名

第4章 会議

(会議)

第12条 この会の会議は、定期総会、臨時総会、役員会、部会とし、会長並びに部会長がこれを招集し、それぞれ其の議長にあたる。

(定期総会)

第13条 定期総会は、毎年1回とし、次の事を議決する。

- (1) 予算及び決算に関する事
- (2) 事業計画及び事業報告すること
- (3) 会則の変更及び改廃に関する事
- (4) 役員選任に関する事
- (5) その他、会長が必要と認めた事項に関する事

(役員会)

第14条 役員会は、次の事項を決議する。

- (1) 定期総会に提出する議案及び事業計画の実施運営に関する事
- (2) 総会において委任された事項、部会から提出された事項、その他、会長において事業遂行上必要と認める事項

(部会)

第15条 部会は次の事を決議する。

- (1) 部会運営において必要な事項
- (2) 役員会に提出する議案事項

(議決)

第16条 会議の議決は、出席者の過半数をもって決する。

- (1) 可、否同数の時は議長がこれを決するものとする

第5章 会 計

(事業年度)

第17条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(経費)

第18条 この会に必要な経費は、会費、寄付金、その他収入をもってこれにあたる。

(会費)

第19条 会費は、次により納入するものとする。

会費 3,000円

(備付帳簿)

第20条 この会に次の帳簿を備える。

- (1) 会員名簿
- (2) 現金出納簿
- (3) 会費徴収簿
- (4) 記録簿

第6章 雑 則

(細則)

第21条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は役員会の承認を経て会長が定める。

附 則

この会は、昭和44年10月17日より施行する。

昭和48年 4月 1日 一部改正

平成 6年 4月25日 一部改正

平成11年 5月28日 一部改正

平成17年 5月23日 一部改正

平成23年 5月23日 一部改正

慶弔及び表彰に関する内規

倶知安町防火管理者連絡協議会の慶弔に関する内規

第1条 この内規は、慶弔に関する必要な事項を定める。

第2条 慶弔の種類及び金額は、次のとおりとする。

(1) 弔慰金 会員が死亡した場合 香 典 5,000円

第3条 この内規の定めのない事項については会長が決める。

附 則

この内規は、平成5年4月20日から施行する。

平成17年 5月23日 一部改正

防火管理の意義

防火管理とは、火災の発生を未然に防止し、かつ、万一火災が発生した場合でもその被害を最小限にとどめるため、必要万全の対策を樹立し、実践することをいう。

そこで重要となるのが「自分のところは自分で守る」という自主防災管理の原則です。

自らの生命や財産は、自らが守るのが当然であり、防火管理はその精神に基づいています。

建物の使用する人たちが協力し合い、一丸となって火災の発生を未然に防ぐとともに、万一火災が発生してしまった場合でも早期に発見し、通報し、初期消火や避難誘導活動を行って、被害の拡大を防止するよう努めることが大切です。

そのためにも、「法律で決められたことだから仕方がなく行う」ではなく、日頃から防火設備の維持・管理に努め、万が一の時、適切な行動がとれるよう訓練していくことが不可欠です。

防火管理者の責務

防火管理者は、消防法第8条第1項に基づき、管理権原者によって選任される防火管理の責任者です。選任に当たっては、防火管理者の業務内容及び業務上の権限について明確にしておくことが重要です。

また、防火管理上必要な業務を積極的に遂行するためには、従業員などを指揮、監督するリーダー的存在となるべき人でなければなりません。消防法施行令第3条においても、防火管理者に求められる地位として「防火対象物において防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的または監督的地位にあるもの」と明記されています。